

第二編 令和元年度の主な税の概況

1. 市町村民税

(1) 納税義務者

個人及び法人の納税義務者数の推移は、2-1-1表及び2-1-1図のとおりである。

令和元年度の個人の納税義務者数は、26年度と比べ均等割は1.07倍、所得割は1.07倍といずれも増加し、前年度と比較すると均等割は1.43%の増、所得割は1.49%の増となった。

令和元年度の法人の納税義務者数は、均等割は1.12倍、所得割は1.11倍といずれも増加し、前年度と比較すると均等割は1.80%の増、法人税割は1.65%の増となった。

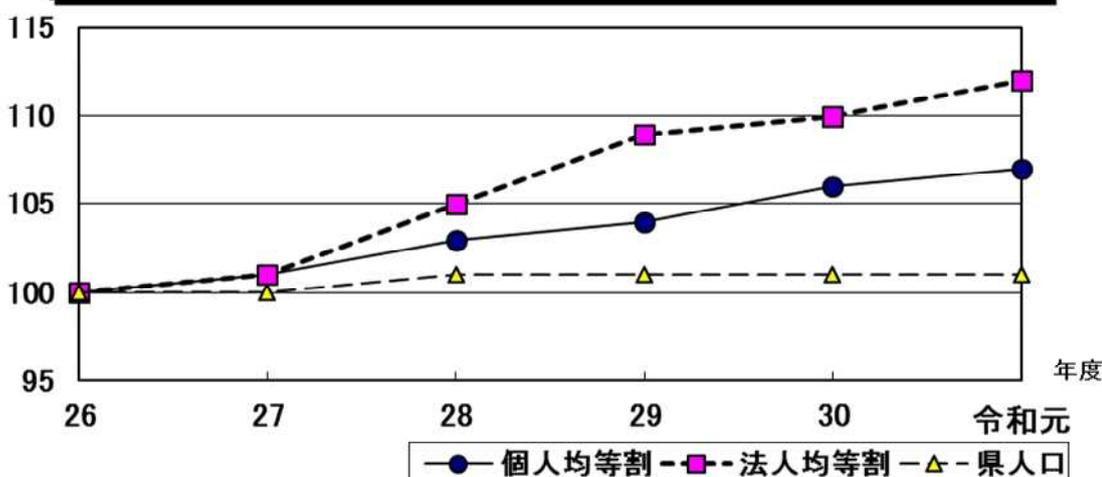
2-1-1表 納税義務者数の推移(「課税状況等の調」第1表, 第2表)

(単位:人)

区分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
個人	均等割	3,029,352 (100)	3,057,237 (101)	3,114,296 (103)	3,163,049 (104)	3,207,182 (106)	3,252,917 (107)
	所得割	2,835,155 (100)	2,859,079 (101)	2,914,908 (103)	2,962,523 (104)	3,000,423 (106)	3,045,261 (107)
法人	均等割	150,164 (100)	152,322 (101)	156,993 (105)	163,340 (109)	164,805 (110)	167,779 (112)
	法人税割	148,246 (100)	150,383 (101)	153,568 (104)	160,679 (108)	162,366 (110)	165,047 (111)
参考	県人口	6,191,986 (100)	6,198,238 (100)	6,224,739 (101)	6,242,474 (101)	6,257,886 (101)	6,270,118 (101)

- (注) 1. ()内は26年度を100とした場合の指数である。
 2. 所得割を納める者には、税額控除により納税義務がなくなる者及び分離課税(退職所得)に係る所得割の納税義務者数を含まない。
 3. 均等割を納める法人には、法人でない社団等を含む。
 4. 県人口は、前年度の毎月常住人口(1月1日現在)である。

2-1-1図 納税義務者数の推移(平成26年度を100とした数値)



(2) 総所得金額等

総所得金額等の推移は2-1-2表及び2-1-2(1)、(2)図のとおりである。

令和元年度における総所得金額等及び課税標準額は、26年度と比較して1.10倍、所得割額は1.14倍といずれも増加した。

前年度との比較では、総所得金額等は2.04%増加、課税標準額は2.21%増加、所得割額は1.68%の増加となった。

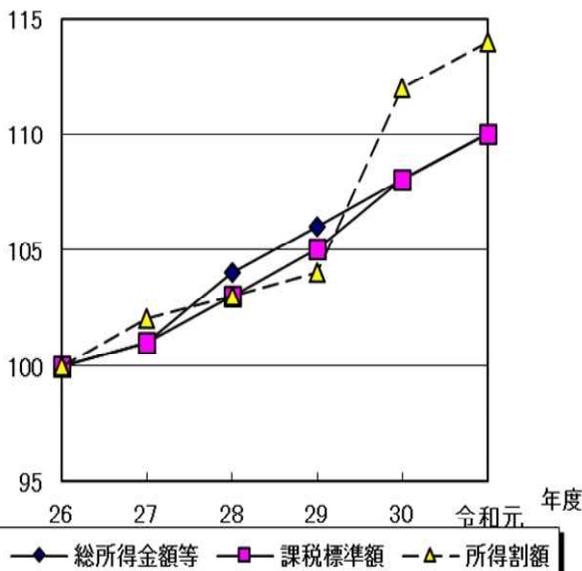
2-1-2表 総所得金額等、課税標準額及び所得割額の推移(「課税状況等の調」第12表・第58表・第59表)

(単位:千円)

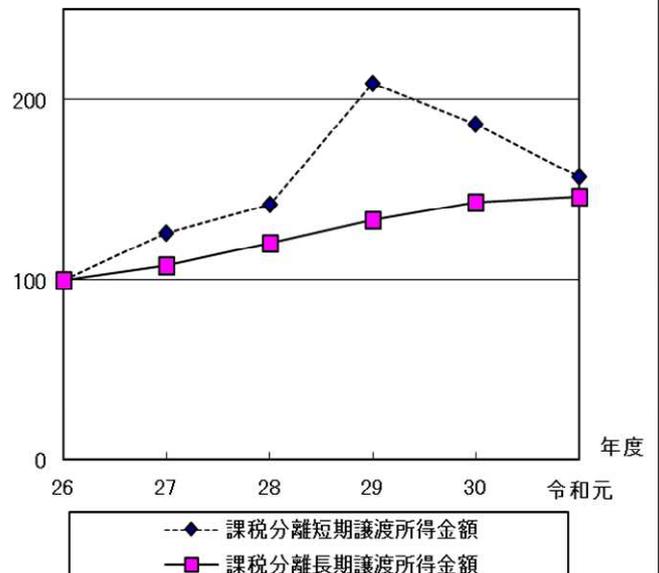
区分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
総所得金額等		9,684,647,418 (100)	9,798,178,973 (101)	10,045,826,379 (104)	10,260,150,814 (106)	10,487,049,148 (108)	10,701,341,995 (110)
課税標準額		6,520,007,328 (100)	6,573,791,688 (101)	6,739,855,985 (103)	6,878,107,014 (105)	7,037,121,939 (108)	7,192,663,940 (110)
所得割額		368,748,333 (100)	374,415,285 (102)	379,610,903 (103)	384,857,610 (104)	411,865,022 (112)	418,773,154 (114)
参 考	課税分離短期譲渡所得金額	2,000,233 (100)	2,517,805 (126)	2,840,022 (142)	4,187,872 (209)	3,728,160 (186)	3,140,927 (157)
	同上分算出税額	105,280 (100)	131,782 (125)	146,351 (139)	219,816 (209)	207,273 (197)	170,215 (162)
	課税分離長期譲渡所得金額	173,040,385 (100)	186,193,397 (108)	207,420,517 (120)	231,008,074 (133)	247,885,887 (143)	251,880,494 (146)
	同上分算出税額	5,067,631 (100)	5,470,809 (108)	6,105,557 (120)	6,803,086 (134)	7,645,074 (151)	7,770,650 (153)

(注) ()内は26年度を100とした場合の指数である。

2-1-2(1)図 総所得金額等の伸びの状況
(平成26年度を100とした場合)



2-1-2(2)図 総所得金額等の伸びの状況
(参考) (平成26年度を100とした場合)



(3) 所得者区分ごとの納税義務者等

個人の市町村民税における所得者区分ごとの納税義務者数、税額は2-1-3表及び2-1-4表のとおりである。

ア 均等割(2-1-3表)

対前年度比をみると、納税義務者数、均等割額ともに「農業所得者」及び「家屋敷等のみ」の項目に減少がみられるも、それ以外の項目は増加した。

イ 所得割(2-1-4表)

対前年度比をみると、納税義務者数、所得割額ともに「農業所得者」及び「その他の所得者」の項目に減少がみられるも、それ以外の項目は増加した。

2-1-3表 均等割を納める納税義務者数、均等割額(「課税状況等の調」第2表)

区分 所得者区分	納税義務者数					均等割額				
	30年度 (人)	令和元年度 (人)	対前年 度比	構成比(%)		30年度 (千円)	令和元年度 (千円)	対前年 度比	構成比(%)	
				30	令和元年度				30	令和元年度
給与所得者	2,516,474	2,561,481	101.8	78.5	78.7	8,807,179	8,964,795	101.8	78.5	78.7
営業所得者	115,086	115,685	100.5	3.6	3.6	402,808	404,909	100.5	3.6	3.6
農業所得者	10,890	10,161	93.3	0.3	0.3	38,133	35,584	93.3	0.3	0.3
その他の所得者	549,683	551,123	100.3	17.1	16.9	1,923,880	1,928,923	100.3	17.1	16.9
家屋敷等のみ	15,049	14,467	96.1	0.5	0.4	52,678	50,642	96.1	0.5	0.4
計	3,207,182	3,252,917	101.4	100.0	100.0	11,224,678	11,384,853	101.4	100.0	100.0

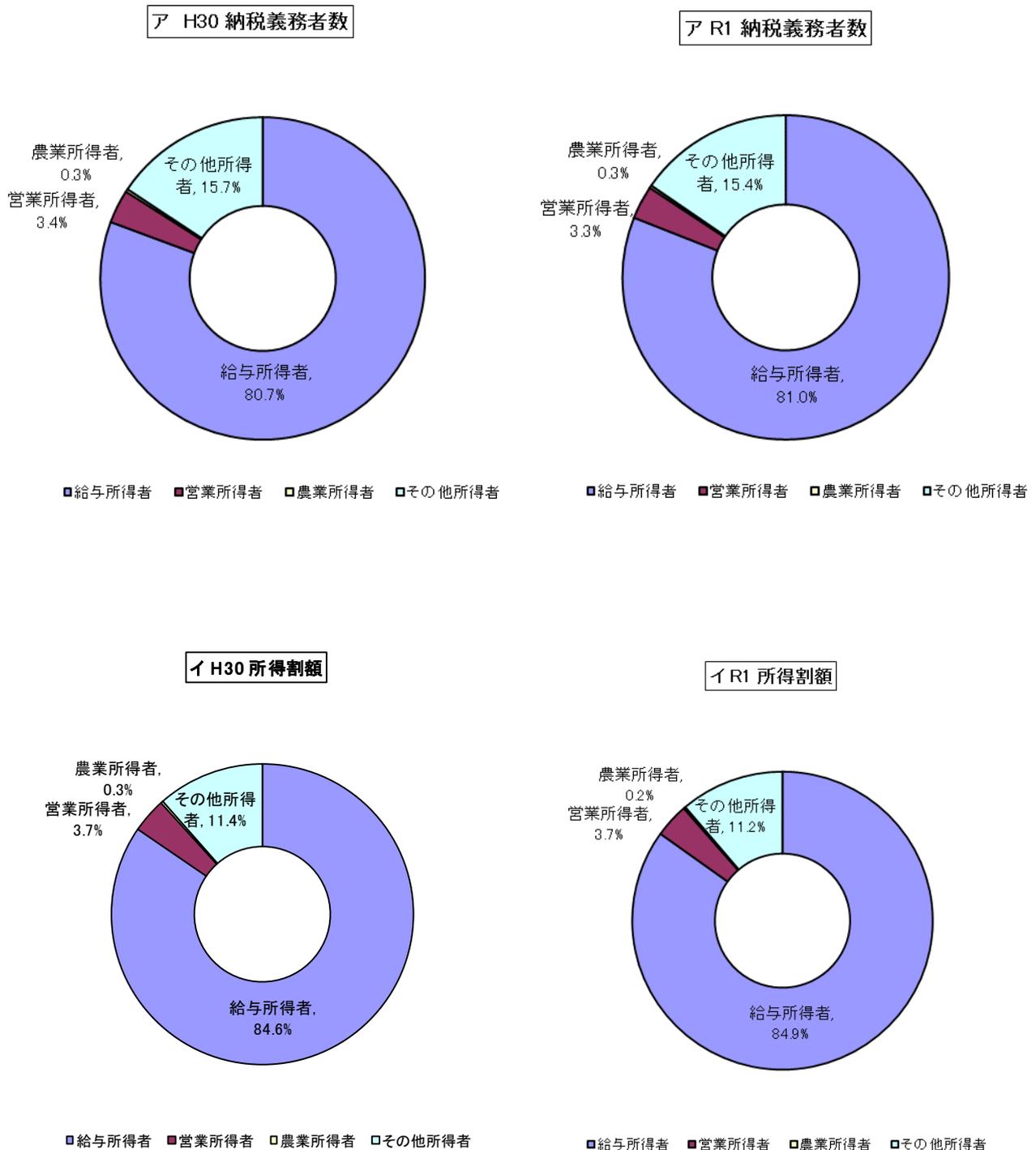
2-1-4表 所得割を納める納税義務者数、所得割額(「課税状況等の調」第2表)

区分 所得者区分	納税義務者数					所得割額				
	30年度 (人)	令和元年度 (人)	対前年 度比	構成比(%)		30年度 (千円)	令和元年度 (千円)	対前年 度比	構成比(%)	
				30	令和元年度				30	令和元年度
給与所得者	2,420,936	2,466,756	101.9	80.7	81.0	348,390,269	355,551,308	102.1	84.6	84.9
営業所得者	100,945	101,235	100.3	3.4	3.3	15,273,586	15,441,630	101.1	3.7	3.7
農業所得者	8,691	8,010	92.2	0.3	0.3	1,062,670	899,620	84.7	0.3	0.2
その他の所得者	469,851	469,260	99.9	15.7	15.4	47,153,958	46,890,046	99.4	11.4	11.2
計	3,000,423	3,045,261	101.5	100.0	100.0	411,880,483	418,782,604	101.7	100.0	100.0

※構成割合の計は、端数処理の関係で必ずしも一致しない。

また、所得割の構成比については、2-1-4図に示すとおりであり、納税義務者数、所得割額ともに給与所得者の占める割合が高く、令和元年度においては、納税義務者数の81.0%、所得割額の84.9%が給与所得者である。

2-1-4図 所得者区分ごとの所得割を納める納税義務者数及び所得割額の構成比



(4) その他

1人当たりの所得割額等の推移は、2-1-5表及び2-1-5図のとおりである。

前年度と比較すると、令和元年度は、納税義務者1人当たりの所得割額は0.25%増加し、人口1人当たりの所得割額は1.48%増加した。

2-1-5表 1人当たりの所得割額等の推移(「課税状況等の調」第2表)

(単位:円,人)

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
納税義務者1人当たりの所得割額	121,727 (100)	122,470 (101)	121,896 (100)	121,676 (100)	128,424 (106)	128,741 (106)
人口1人当たりの所得割額	59,553 (100)	60,408 (101)	60,986 (102)	61,653 (104)	65,818 (111)	66,790 (112)
人口1,000人当たりの所得割納税義務者数	458 (100)	461 (101)	468 (102)	475 (104)	479 (105)	486 (106)
県人口 (当該年度の前年度1月1日現在)	6,191,986 (100)	6,198,238 (100)	6,224,739 (101)	6,242,474 (101)	6,257,886 (101)	6,270,118 (101)

(注) 1. () 内は26年度を100とした場合の指数である。

2. 所得割を納める者には、税額控除により納税義務がなくなる者及び分離課税(退職所得)に係る所得割の納税義務者数を含まない。

3. 均等割を納める法人には、法人でない社団等を含む。

4. 県人口は、当該年度の前年度1月1日現在の常住人口である。

